

令和 8 年第 3 回石垣市議会定例会(3 月)

提出議案概要

補正予算	8 件
新年度予算	8 件
条例	10 件
その他議案	3 件
報告	2 件
<hr/>	
計	31 件

目次

(頁)

総務部

議案第 5 号	令和 7 年度石垣市一般会計補正予算(第 12 号) ……………	(1)
議案第 13 号	令和 8 年度石垣市一般会計予算 ……………	(1)
報告第 1 号	石垣市職員倫理条例の運用状況報告について ……………	(1)

企画部

議案第 22 号	石垣市自治基本条例の一部を改正する条例 ……………	(2)
議案第 31 号	沖縄県宿泊税の賦課徴収に関する事務を石垣市が処理することについて …	(3)
議案第 32 号	映画「尖閣 1945」製作業務委託契約についての議決内容の一部変更について ……………	(3)

市民保健部

議案第 6 号	令和 7 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号) ……………	(4)
議案第 7 号	令和 7 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号) ……………	(4)
議案第 14 号	令和 8 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算 ……………	(4)
議案第 15 号	令和 8 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算 ……………	(4)
議案第 21 号	石垣市犯罪被害者等支援条例 ……………	(5)

福祉部

議案第 8 号	令和 7 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号) ……………	(6)
議案第 16 号	令和 8 年度石垣市介護保険事業特別会計予算 ……………	(6)
議案第 23 号	石垣市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(6)
議案第 24 号	石垣市介護保険条例の一部を改正する条例 ……………	(7)
議案第 25 号	石垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例 ……………	(7)

こども未来局

議案第 26 号	石垣市こども医療費助成条例の一部を改正する条例 ……………	(8)
報告第 2 号	専決処分の報告について ……………	(8)

建設部

議案第 9 号	令和 7 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号) ……	(9)
議案第 10 号	令和 7 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 5 号) ……………	(9)
議案第 11 号	令和 7 年度石垣市下水道事業会計補正予算(第 2 号) ……………	(9)
議案第 17 号	令和 8 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計予算 ……………	(10)
議案第 18 号	令和 8 年度石垣市港湾事業特別会計予算 ……………	(10)
議案第 19 号	令和 8 年度石垣市下水道事業会計予算 ……………	(10)
議案第 27 号	石垣市下水道条例の一部を改正する条例 ……………	(10)
議案第 28 号	石垣市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例 …	(12)

教育部

議案第 29 号 石垣市奨学基金条例の一部を改正する条例…………… (13)

水道部

議案第 12 号 令和 7 年度石垣市水道事業会計補正予算(第 6 号)…………… (14)

議案第 20 号 令和 8 年度石垣市水道事業会計予算…………… (14)

消防本部

議案第 30 号 石垣市火災予防条例の一部を改正する条例…………… (15)

議案第 33 号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について…………… (15)

総務部

件名	概要						
<p>議案第 5 号 令和 7 年度石垣市一般会 計補正予算(第 12 号)</p> <p style="text-align: right;">財政課</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 25 億 5,003 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 414 億 643 万 5 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：市税、地方交付税等 減額：国庫支出金、県支出金、繰入金、市債等</p> <p>歳出 増額：衛生費、 減額：総務費、農林水産業費、土木費、教育費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正前の額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">43,956,465</td> <td style="text-align: center;">△2,550,030</td> <td style="text-align: center;">41,406,435</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	43,956,465	△2,550,030	41,406,435
補正前の額	補正額	補正後の額					
43,956,465	△2,550,030	41,406,435					
<p>議案第 13 号 令和 8 年度石垣市一般会 計予算</p> <p style="text-align: right;">財政課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 389 億 1,000 万円と定める。(前年度比 3.3%減)</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：市税、県支出金、寄附金等 減額：国庫支出金、繰入金、市債等</p> <p>歳出 増額：農林水産業費、教育費、公債費等 減額：民生費、衛生費、土木費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本年度予算</th> <th style="text-align: center;">前年度予算</th> <th style="text-align: center;">比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">38,910,000</td> <td style="text-align: center;">40,255,600</td> <td style="text-align: center;">△1,345,600</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算	前年度予算	比較	38,910,000	40,255,600	△1,345,600
本年度予算	前年度予算	比較					
38,910,000	40,255,600	△1,345,600					
<p>報告第 1 号 石垣市職員倫理条例の 運用状況報告について 総務課</p>	<p>石垣市職員倫理条例第 16 条の規定により、同条例の運用状況を、石垣市職員倫理審査会の意見を添えて報告する。</p>						

件名	概要								
<p>議案第 22 号 石垣市自治基本条例の一部を改正する条例</p>	<p>石垣市自治基本条例第 43 条の規定に基づき、本条例の見直しについて、石垣市自治基本条例審議会に諮問し、その答申を受けた結果を本条例に反映させる必要があるため、条例の一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>1 条例の性格を明示 (第 1 条後段) 「なお、この条例は理念を示すものであり、法的な権利又は義務を直接発生させるものではない。」規定を加える。</p> <p>2 用語の定義を再整備 (第 2 条)</p> <table border="1" data-bbox="531 689 1404 987"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 689 970 730">現行</th> <th data-bbox="970 689 1404 730">改正後 (案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 730 970 987"> <p>(用語の定義) 第 2 条 (略) (1) 市民 <u>市内に住所を有する人</u> _____をいう。 (2) ~ (7) (略)</p> </td> <td data-bbox="970 730 1404 987"> <p>(用語の定義) 第 2 条 (略) (1) 市民 <u>市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人</u>をいう。 (2) ~ (7) (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 字句の整理 (第 31 条)</p> <table border="1" data-bbox="531 1077 1404 1809"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 1077 970 1117">現行</th> <th data-bbox="970 1077 1404 1117">改正後 (案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1117 970 1809"> <p>(地産地消の推進) 第31条 (略) 2 生産者は、<u>農水産物</u> が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、<u>安心安全な農水産物</u> を生産するよう努めるものとする。 3 市民は、地元の安心安全で<u>新鮮な農水産物</u> を積極的に利用するよう努めるものとする。</p> </td> <td data-bbox="970 1117 1404 1809"> <p>(地産地消の推進) 第31条 (略) 2 生産者は、<u>農林水産物</u> が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、<u>安心安全な農林水産物</u> を生産するよう努めるものとする。 3 市民は、地元の安心安全で<u>魅力のある農林水産物</u> を積極的に利用するよう努めるものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>施行日 公布の日</p>	現行	改正後 (案)	<p>(用語の定義) 第 2 条 (略) (1) 市民 <u>市内に住所を有する人</u> _____をいう。 (2) ~ (7) (略)</p>	<p>(用語の定義) 第 2 条 (略) (1) 市民 <u>市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人</u>をいう。 (2) ~ (7) (略)</p>	現行	改正後 (案)	<p>(地産地消の推進) 第31条 (略) 2 生産者は、<u>農水産物</u> が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、<u>安心安全な農水産物</u> を生産するよう努めるものとする。 3 市民は、地元の安心安全で<u>新鮮な農水産物</u> を積極的に利用するよう努めるものとする。</p>	<p>(地産地消の推進) 第31条 (略) 2 生産者は、<u>農林水産物</u> が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、<u>安心安全な農林水産物</u> を生産するよう努めるものとする。 3 市民は、地元の安心安全で<u>魅力のある農林水産物</u> を積極的に利用するよう努めるものとする。</p>
現行	改正後 (案)								
<p>(用語の定義) 第 2 条 (略) (1) 市民 <u>市内に住所を有する人</u> _____をいう。 (2) ~ (7) (略)</p>	<p>(用語の定義) 第 2 条 (略) (1) 市民 <u>市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人</u>をいう。 (2) ~ (7) (略)</p>								
現行	改正後 (案)								
<p>(地産地消の推進) 第31条 (略) 2 生産者は、<u>農水産物</u> が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、<u>安心安全な農水産物</u> を生産するよう努めるものとする。 3 市民は、地元の安心安全で<u>新鮮な農水産物</u> を積極的に利用するよう努めるものとする。</p>	<p>(地産地消の推進) 第31条 (略) 2 生産者は、<u>農林水産物</u> が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、<u>安心安全な農林水産物</u> を生産するよう努めるものとする。 3 市民は、地元の安心安全で<u>魅力のある農林水産物</u> を積極的に利用するよう努めるものとする。</p>								
<p>企画政策課</p>									

<p>議案第 31 号 沖縄県宿泊税の賦課徴収 に関する事務を石垣市が 処理することについて</p> <p style="text-align: right;">観光文化課</p>	<p>地方税法第 20 条の 3 の規定により、沖縄県宿泊税の賦課徴収に 関する事務を石垣市が処理することについて、地方自治法第 96 条第 1 項 第 4 号の規定に基づき、議会の議決を必要とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>【受託事務】 沖縄県宿泊税条例に基づき、石垣市内に所在する宿泊施設に係る沖 縄県宿泊税の賦課徴収事務は、石垣市が受託し執行する。</p> <p>【運用細則】 事務の円滑な遂行に向けた徴収金の払込手法、実務上の詳細事項に ついては、沖縄県知事と石垣市長による二者間協議を経て、別途定め る。</p>
<p>議案第 32 号 映画「尖閣 1945」製作業 務委託契約についての議 決内容の一部変更につい て</p> <p style="text-align: right;">尖閣諸島対策室</p>	<p>令和 7 年第 2 回石垣市議会（定例会）で議案第 32 号をもって議決さ れた「映画「尖閣 1945」製作業務委託契約」について、製作工程にお ける技術仕様等の変更に伴い、議決内容の一部を変更する必要がある。</p> <p>契約金額中「199,974,390 円」を「274,974,390 円」に変更する。</p>

市民保健部

件名	概要								
<p>議案第 6 号 令和 7 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)</p> <p style="text-align: right;">健康保険課</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,073 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 6,220 万 1 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：国民健康保険税 減額：繰入金</p> <p>歳出 増額：諸支出金 減額：総務費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 685 1391 775"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6,682,933</td> <td style="text-align: center;">△20,732</td> <td style="text-align: center;">6,662,201</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	6,682,933	△20,732	6,662,201
補正前の額	補正額	補正後の額							
6,682,933	△20,732	6,662,201							
<p>議案第 7 号 令和 7 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)</p> <p style="text-align: right;">健康保険課</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,204 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,882 万円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 減額：繰入金</p> <p>歳出 減額：総務費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 1090 1391 1180"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">650,864</td> <td style="text-align: center;">△12,044</td> <td style="text-align: center;">638,820</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	650,864	△12,044	638,820
補正前の額	補正額	補正後の額							
650,864	△12,044	638,820							
<p>議案第 14 号 令和 8 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算</p> <p style="text-align: right;">健康保険課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 2,959 万 6 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金等</p> <p>歳出 保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 1518 1391 1608"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6,429,596</td> <td style="text-align: center;">6,519,360</td> <td style="text-align: center;">△89,764</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算	前年度予算	比較	6,429,596	6,519,360	△89,764
本年度予算	前年度予算	比較							
6,429,596	6,519,360	△89,764							
<p>議案第 15 号 令和 8 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算</p> <p style="text-align: right;">健康保険課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,949 万 4 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 後期高齢者医療保険料、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金等</p> <p>歳出 一般管理費、徴収費、後期高齢者医療広域連合納付金等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 1924 1391 2013"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">659,494</td> <td style="text-align: center;">610,554</td> <td style="text-align: center;">48,940</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算	前年度予算	比較	659,494	610,554	48,940
本年度予算	前年度予算	比較							
659,494	610,554	48,940							

<p>議案第 21 号 石垣市犯罪被害者等支援 条例</p> <p>平和協働推進課</p>	<p>犯罪被害者等を支援する施策を推進するため、基本理念を定め、市の姿勢を明らかにするとともに、支援に関する基本的事項を定める必要があるため、条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>1 目的 犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目的とする。</p> <p>2 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の尊厳を重んじ、状況に応じた適切な支援を行う ・誹謗中傷や周囲の無理解による「二次的被害」の防止 <p>3 主な支援施策 相談及び情報の提供等、日常生活の支援、居住の安定、雇用の安定、安全の確保</p> <p>施行日 令和 8 年 4 月 1 日</p>
---	--

福祉部

件名	概要								
<p>議案第 8 号 令和 7 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)</p> <p style="text-align: right;">介護長寿課</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,847 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 7,867 万 3 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 減額：国・県支出金、支払基金交付金、繰入金等 歳出 減額：総務費、地域支援事業費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="529 645 1399 734"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,897,152</td> <td style="text-align: center;">△18,479</td> <td style="text-align: center;">4,878,673</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	4,897,152	△18,479	4,878,673
補正前の額	補正額	補正後の額							
4,897,152	△18,479	4,878,673							
<p>議案第 16 号 令和 8 年度石垣市介護保険事業特別会計予算</p> <p style="text-align: right;">介護長寿課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 8,317 万 9 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 被保険者保険料、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等 歳出 介護サービス給付費、予防サービス給付費、地域支援事業費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="529 1135 1399 1225"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,783,179</td> <td style="text-align: center;">4,652,874</td> <td style="text-align: center;">130,305</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算	前年度予算	比較	4,783,179	4,652,874	130,305
本年度予算	前年度予算	比較							
4,783,179	4,652,874	130,305							
<p>議案第 23 号 石垣市重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">障がい福祉課</p>	<p>石垣市重度心身障害者(児)医療費助成において、自治体、医療機関及び薬局をつなぐ情報連携基盤に接続し、個人番号カードによるオンライン資格確認を可能にすることにより、受給者の利便性向上及び事務の効率化を図るため、条例の一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <table border="1" data-bbox="536 1512 1393 1659"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給資格の確認方法</td> <td>受給資格者証のみ</td> <td>受給資格者証又は個人番号カード(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行日 令和 8 年 4 月 1 日</p>			区分	現行	改正後(案)	受給資格の確認方法	受給資格者証のみ	受給資格者証又は個人番号カード(追加)
区分	現行	改正後(案)							
受給資格の確認方法	受給資格者証のみ	受給資格者証又は個人番号カード(追加)							

<p>議案第 24 号 石垣市介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">介護長寿課</p>	<p>介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に合わせ、本条例の関係規定を整理するため、条例の一部改正する。</p> <p>(主な内容) 令和 7 年度の税制改正に伴って、一部の被保険者において令和 6 年分と令和 7 年分の給与等の収入金額が同じ場合でも、介護保険料の所得段階の移動が生じ、第 9 期 (令和 6~8 年度) 介護保険事業計画期間中における保険料の収入が減少する可能性がある。保険料の収入不足を防ぐ観点から、保険料率の算定方法の基準について令和 8 年度に限り特例を設ける措置を行う。</p> <p>施行日 令和 8 年 4 月 1 日</p>						
<p>議案第 25 号 石垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">介護長寿課</p>	<p>介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援を実施することが可能となったことに伴い、指定申請手数料及び指定更新手数料に関する規定を整備するため、条例の一部改正する。</p> <p>(主な内容) 指定介護予防支援事業者の対象拡大 介護予防支援の実施に係る介護保険法第 58 条第 1 項の指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことが可能となったことに伴い、指定申請手数料及び指定更新申請手数料を新たに規定する。</p> <table border="1" data-bbox="531 1115 1402 1630"> <tr> <td data-bbox="531 1115 970 1283">(39) 介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定申請手数料</td> <td data-bbox="970 1115 1402 1283">1 件につき 20,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1283 970 1496">(40) 介護保険法第 115 条の 31 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料</td> <td data-bbox="970 1283 1402 1496">1 件につき 9,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1496 970 1630">※以下、(39)・(40)の新設により 2 号ずつ繰り下げ (41)~(44) (略)</td> <td data-bbox="970 1496 1402 1630">(略)</td> </tr> </table> <p>施行日 公布の日</p>	(39) 介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定申請手数料	1 件につき 20,000 円	(40) 介護保険法第 115 条の 31 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料	1 件につき 9,000 円	※以下、(39)・(40)の新設により 2 号ずつ繰り下げ (41)~(44) (略)	(略)
(39) 介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定申請手数料	1 件につき 20,000 円						
(40) 介護保険法第 115 条の 31 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料	1 件につき 9,000 円						
※以下、(39)・(40)の新設により 2 号ずつ繰り下げ (41)~(44) (略)	(略)						

こども未来局

件名	概要						
<p>議案第 26 号 石垣市こども医療費助成 条例の一部を改正する条 例</p> <p>こども家庭課</p>	<p>石垣市こども医療費助成において、自治体、医療機関及び薬局をつ なぐ情報連携基盤に接続し、個人番号カードによるオンライン資格確 認を可能にすることにより、受給者の利便性向上及び事務の効率化を 図るため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <table border="1" data-bbox="536 528 1399 676"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 528 705 580">区分</th> <th data-bbox="705 528 1043 580">現行</th> <th data-bbox="1043 528 1399 580">改正後 (案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 580 705 676">受給資格の 確認方法</td> <td data-bbox="705 580 1043 676">受給資格者証のみ</td> <td data-bbox="1043 580 1399 676">受給資格者証又は 個人番号カード (追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行日 令和 8 年 4 月 1 日</p>	区分	現行	改正後 (案)	受給資格の 確認方法	受給資格者証のみ	受給資格者証又は 個人番号カード (追加)
区分	現行	改正後 (案)					
受給資格の 確認方法	受給資格者証のみ	受給資格者証又は 個人番号カード (追加)					
<p>報告第 2 号 専決処分の報告について</p> <p>子育て支援課</p>	<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定 された専決処分事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定に より報告する。</p> <p>1 事 故 名 公用車の事故</p> <p>2 相 手 方 個人</p> <p>3 事故発生年月日 令和 7 年 9 月 12 日</p> <p>4 事故発生場所 石垣市字平得 394 番地 3</p> <p>5 事故の概要 会計年度任用職員が、業務のため公用車を運転し、保育施設の駐車 場から移動させようと後進した際に、駐車していた相手方車両の前方 バンパー部分と公用車後方車体部分が接触したことによる物損事故</p> <p>6 損害賠償額 119,261 円</p>						

建設部

件名	概要						
<p>議案第 9 号 令和 7 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計補正予算(第 2 号)</p> <p>都市建設課</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 552 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2, 228 万円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 減額：一般会計繰入金 増額：土地使用料（行政財産目的外使用料）</p> <p>歳出 減額：給料、手当、委託料等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="529 600 1401 689"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>327, 806</td> <td>△5, 526</td> <td>322, 280</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	327, 806	△5, 526	322, 280
補正前の額	補正額	補正後の額					
327, 806	△5, 526	322, 280					
<p>議案第 10 号 令和 7 年度石垣市港湾事 業特別会計補正予算(第 5 号)</p> <p>港湾課</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 211 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 317 万 8 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：市債 減額：使用料及び手数料、繰入金</p> <p>歳出 増額：港湾改修事業費、償還利子 減額：職員給与費、総務運営費、総務管理費</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="529 1176 1401 1265"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2, 225, 291</td> <td>△22, 113</td> <td>2, 203, 178</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	2, 225, 291	△22, 113	2, 203, 178
補正前の額	補正額	補正後の額					
2, 225, 291	△22, 113	2, 203, 178					
<p>議案第 11 号 令和 7 年度石垣市下水道 事業会計補正予算(第 2 号)</p> <p>下水道課</p>	<p>収益的予算の収入において、755 万 7 千円を減額し、収入総額を 16 億 2, 625 万 7 千円に、支出において 2, 555 万 7 千円を追加し、支出総額を 12 億 1, 575 万 1 千円とする。</p> <p>内容としては、収入予算では、主に国からの補助金、長期前受金戻入、一般会計から繰入金を減額、支出予算では管きよ費、普及促進費、総係費、減価償却費、資産減耗費を減額し、処理場費、消費税及び地方消費税を増額する。</p> <p>資本的予算の収入においては、10 億 7, 064 万 3 千円、支出においては、10 億 3, 246 万 4 千円をそれぞれ減額し、収入総額を 6 億 1, 296 万 7 千円に支出総額を 11 億 2, 267 万 3 千円とする。</p> <p>内容としては、収入予算では、企業債、国・県補助金を減額、支出予算では、建設改良費、固定資産購入費を減額する。</p>						

<p>議案第 17 号 令和 8 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計予算</p> <p>都市建設課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,127 万 7 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 一般会計繰入金等 歳出 給料、手当、委託料、工事請負費、物件補償等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="531 432 1406 521"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>221,277</td> <td>263,156</td> <td>△41,879</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算	前年度予算	比較	221,277	263,156	△41,879		
本年度予算	前年度予算	比較							
221,277	263,156	△41,879							
<p>議案第 18 号 令和 8 年度石垣市港湾事 業特別会計予算</p> <p>港湾課</p>	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 2,494 万 4 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 使用料及び手数料、港湾改修事業補助金、沖縄振興公共投資交付金、市債等 歳出 港湾改修事業費、港湾環境整備事業費等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="531 857 1406 947"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,524,944</td> <td>1,359,510</td> <td>165,434</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算	前年度予算	比較	1,524,944	1,359,510	165,434		
本年度予算	前年度予算	比較							
1,524,944	1,359,510	165,434							
<p>議案第 19 号 令和 8 年度石垣市下水道 事業会計予算</p> <p>下水道課</p>	<p>収益的収入の額は、13 億 5,282 万 1 千円、支出額は、12 億 1,036 万 8 千円を計上し、資本的収入の額は、13 億 9,073 万 1 千円、支出額は、15 億 5,346 万 1 千円とする。</p> <p>資本的収入額は、資本的支出に対し、1 億 6,273 万円不足するが、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、減債積立金で補填する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>営業費用：西浄化センター等維持管理業務委託等 建設改良事業：汚水幹線工事委託及び西浄化センター脱水機改築工事委託等</p>								
<p>議案第 27 号 石垣市下水道条例の一部 を改正する条例</p>	<p>下水道事業の持続的・安定的な運営を維持していくために、公共下水道の使用料の額を改定する等、所要の改正を行う必要があるほか、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の行為を行うことができることにするため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>【現行】 公共下水道事業区域</p> <table border="1" data-bbox="531 1839 1406 2018"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>基本料金</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	水量	料金	一	基本料金	10立方メートルまで	600円
種別	区分	水量	料金						
一	基本料金	10立方メートルまで	600円						

般 家 庭 排 水	超過料金	11～20立方メートルまで	70円/㎥
		21～30立方メートルまで	80円/㎥
		31立方メートル以上	90円/㎥
業 務 用 排 水	基本料金	10立方メートルまで	800円
	水道の用途別(営業用、官 公署用、共用、臨時用を含 めて)営業用とし、それを 業務排水用に適用する。	11～30立方メートルまで	90円/㎥
		31～50立方メートルまで	105円/㎥
		51立方メートル以上	120円/㎥
浴場排水		1立方メートルにつき	50円/㎥

【改正後(案)】

公共下水道事業区域

種別	区分	基本使用料	従量使用料	
			排出汚水量	使用料
一般家庭用排水		600円	1～10㎥	50円/㎥
			11～20㎥	70円/㎥
			21～30㎥	100円/㎥
			31～40㎥	130円/㎥
			41㎥～	150円/㎥
業務用排水 ※水 道の用途別(営業 用、官公署用、共 用、臨時用)を含め て営業用とし、そ れを業務用排水に 適用する		800円	1～10㎥	80円/㎥
			11～20㎥	110円/㎥
			21～30㎥	140円/㎥
			31～40㎥	170円/㎥
			41㎥～	195円/㎥
浴場排水			1㎥につき	50円/㎥

施行日 令和8年10月1日から施行する。ただし、第10条第4項の規定に関しては公布の日から施行する。

下水道課

議案第 28 号
石垣市農業集落排水処理
施設の管理に関する条例
の一部を改正する条例

農業集落排水処理施設の使用に係る使用料の額の改定を行うほか、
所要の改正を行う必要があるため、条例を一部改正する。

(主な内容)

【現行】

基本料金

種別\区分		水量	料金		
一般家庭排水	基本料金	10立方メートルま で	600円		
	超過料金	11～20立方メート ルまで	70円/m ³		
		21～30立方メート ルまで	80円/m ³		
		31立方メートル以 上	90円/m ³		
		業務用排水	基本料金	10立方メートルま で	800円
		水道の用途別(営業 用、官公署用、共用、 臨時用を含めて)営業 用とし、それを業務排 水用に適用する。	11～30立方メート ルまで	90円/m ³	
31～50立方メート ルまで	105円/m ³				
51立方メートル以 上	120円/m ³				

【改正後(案)】

基本使用料

種別	区分	基本使用料	従量使用料	
			排出汚水量	使用料
一般家庭用排水		600円	1～10m ³	50円/m ³
			11～20m ³	70円/m ³
			21～30m ³	100円/m ³
			31～40m ³	130円/m ³
			41m ³ ～	150円/m ³
業務用排水 ※水		800円	1～10m ³	80円/m ³

	道の用途別(営業	11~20m ³	110円/m ³
	用、官公署用、共	21~30m ³	140円/m ³
	用、臨時用)を含め	31~40m ³	170円/m ³
	て営業用とし、そ	41m ³ ~	195円/m ³
	れを業務用排水に 適用する		
下水道課	施行日 令和8年10月1日		

教育部

件名	概要
議案第29号 石垣市奨学基金条例の一部を改正する条例	<p>令和8年度以降、石垣市奨学給付金基金に不足が生じるため、石垣市奨学基金から石垣市奨学給付金基金へ積立てを行う必要があることから、条例の一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。</p> <p>(令和7年度石垣市奨学給付金基金の積立てに関する特例)</p> <p>2 令和7年度に限り、石垣市奨学基金条例第5条の規定にかかわらず、13,194,000円を石垣市奨学基金から石垣市奨学給付金基金に積み立てることができる。</p>
教育総務課	施行日 公布の日

水道部

件名	概要
<p>議案第 12 号 令和 7 年度石垣市水道事業会計補正予算(第 6 号)</p> <p>水道施設課</p>	<p>資本的予算の収入において、企業債を 638 万 9 千円減額し、収入総額を 3 億 1,859 万 1 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>令和 7 年度に予定されていた石垣駐屯地周辺環境水道施設整備助成事業のうち、企業債について財源変更とする。</p> <p>なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金の増額により補填する。</p> <p>併せて賃借料について、債務負担行為の追加を行う。</p>
<p>議案第 20 号 令和 8 年度石垣市水道事業会計予算</p> <p>水道総務課</p>	<p>収益的収入額は、21 億 5,744 万 6 千円、支出額は、21 億 2,785 万円を計上し、資本的収入額は、4 億 1,365 万円、支出額は、7 億 8,638 万 6 千円と定める。</p> <p>資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 3 億 7,273 万 6 千円については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 826 万円、減債積立金 1 億円、建設改良積立金 1 億円及び損益勘定留保資金 1 億 6,447 万 6 千円で補填する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>営業費用：県道石垣空港線配水管移設、水道事業管網維持管理支援業務委託等</p> <p>建設改良費：石垣浄水場弁類更新工事、南ぬ島石垣空港周辺配水管測量設計業務委託(R8)等</p>

消防本部

件名	概要															
<p>議案第 30 号 石垣市火災予防条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">予防課</p>	<p>サウナブームに伴う簡易サウナの普及に鑑み、設置基準を整備するとともに、令和 6 年に発生した輪島市大規模火災の教訓を踏まえた住宅における電気火災対策の強化を図るため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>1 テント・バレル型サウナの普及に伴い、その構造や材質の特性に合うよう、従来の固定式サウナを前提とした設置基準を見直す。</p> <table border="1" data-bbox="536 521 1398 875"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>簡易サウナ設備 (追加)</th> <th>一般サウナ設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な対象</td> <td>テント型サウナ、バレル型サウナ</td> <td>浴場等サウナ (スーパー銭湯やホテルなど)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>屋外 (屋上含む)</td> <td>屋内</td> </tr> <tr> <td>熱源の種類</td> <td>薪ストーブ又は電気ストーブ</td> <td>ガス、灯油ストーブなどはすべてこちら</td> </tr> <tr> <td>最大出力</td> <td>6kW 以下</td> <td>6kW 超</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 住宅における火災の予防を推進するため、感震ブレーカーの普及促進を規定</p> <p>施行日 令和 8 年 3 月 31 日</p>	区分	簡易サウナ設備 (追加)	一般サウナ設備	主な対象	テント型サウナ、バレル型サウナ	浴場等サウナ (スーパー銭湯やホテルなど)	設置場所	屋外 (屋上含む)	屋内	熱源の種類	薪ストーブ又は電気ストーブ	ガス、灯油ストーブなどはすべてこちら	最大出力	6kW 以下	6kW 超
区分	簡易サウナ設備 (追加)	一般サウナ設備														
主な対象	テント型サウナ、バレル型サウナ	浴場等サウナ (スーパー銭湯やホテルなど)														
設置場所	屋外 (屋上含む)	屋内														
熱源の種類	薪ストーブ又は電気ストーブ	ガス、灯油ストーブなどはすべてこちら														
最大出力	6kW 以下	6kW 超														
<p>議案第 33 号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について</p> <p style="text-align: right;">消防総務課</p>	<p>地方自治法第 252 条の 6 の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>沖縄県消防通信指令施設運営協議会の所在地を令和 8 年 4 月 1 日より変更する。</p> <table border="1" data-bbox="529 1261 1404 1350"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>変更後 (案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嘉手納町字屋良 1220 番地</td> <td>うるま市字大田 77 番地</td> </tr> </tbody> </table>	現行	変更後 (案)	嘉手納町字屋良 1220 番地	うるま市字大田 77 番地											
現行	変更後 (案)															
嘉手納町字屋良 1220 番地	うるま市字大田 77 番地															